

高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業

(経産省連携)

平成30年度予算案85億円の内数 (平成30年度からの新規事業)

施策番号：2

実施期間：平成30年度～平成31年度

担当課：地球局事業室見える化L (03-5521-8355)

住宅の省エネリフォームで、 ご自宅を快適・健康的・経済的な住宅に！

1. 対象者：既存住宅（戸建・集合）を改修する者

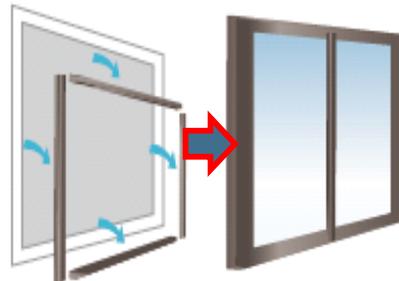
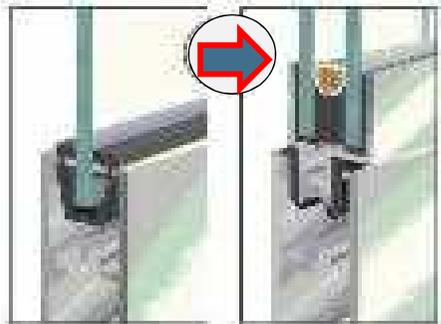
2. 補助対象

①既存戸建住宅への高性能建材導入：定率1/3（上限：120万円/戸）

②既存集合住宅への高性能建材導入：定率1/3（上限：15万円/戸）

※①の事業の実施に加え、住宅用太陽光発電設備（10kW未満）が設置されており、既存戸建住宅に一定の要件を満たした家庭用蓄電池、又は蓄熱設備を設置する者に対し設備費と工事費の一部を補助

ガラスの交換 外窓交換・内窓設置 天井・壁・床等の断熱



蓄電池または蓄熱設備



断熱リフォームのメリット

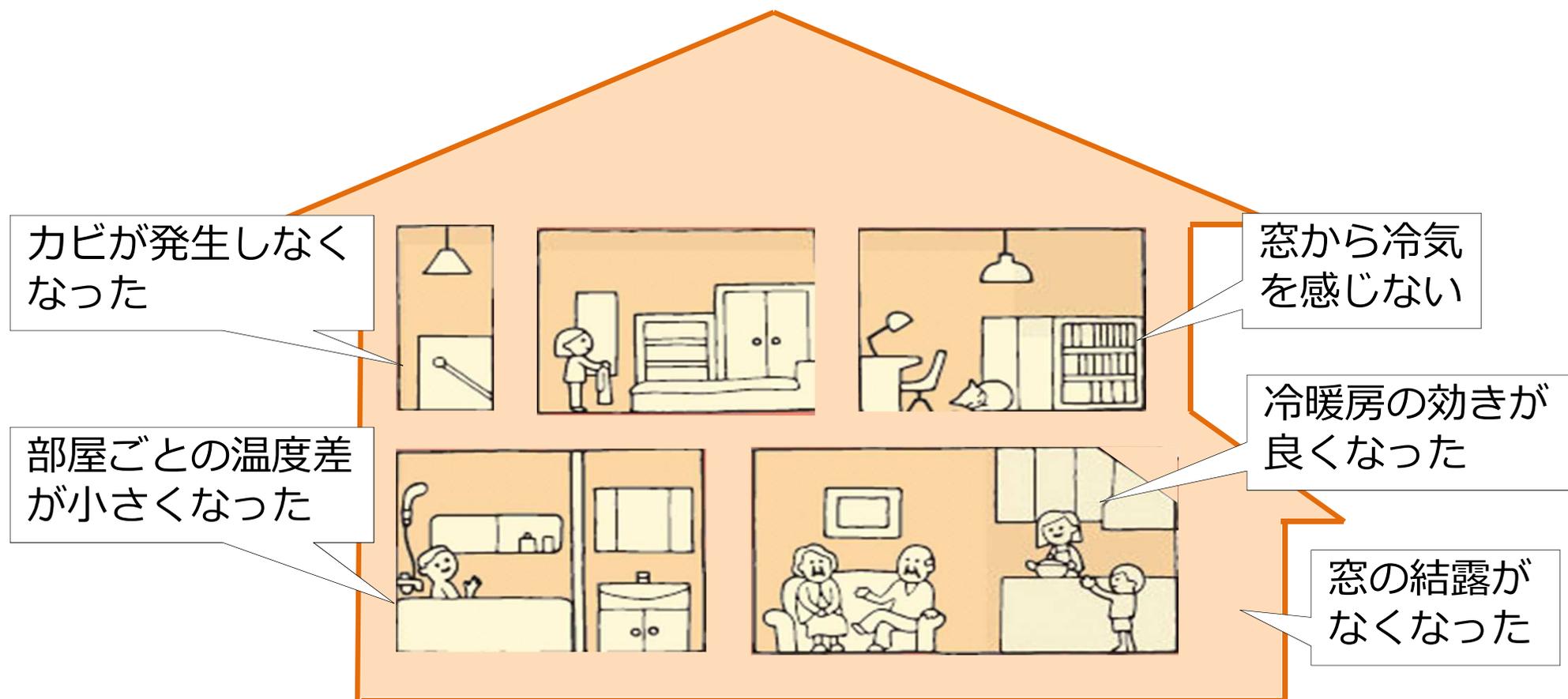
住宅の断熱性能が向上すると・・・

部屋ごとの温度差が減少し、**快適な暮らしを送ることが期待できる**

(ヒートショックの予防にもつながる)

カビなどの発生を抑え、**アレルギー症状を改善することが期待できる**

冷暖房機器の使用が抑えられ、**光熱費削減が期待できる**



補助金の使い道と補助度合い①

- 補助対象者：個人所有者、賃貸住宅所有者（戸建のみ）、買取再販業者
- 補助対象経費：住宅の断熱リフォームに係る補助対象製品購入費
補助対象製品の設置取付等にかかる工事費

※補助対象製品については、以下を参照

<https://sii.or.jp/material29/search>

<断熱リフォームの例>

- 断熱ガラス、断熱窓への付替え
- 外壁、天井、床への断熱材敷設

【注意】

※天井・外壁・床・窓のうち2つ以上を改修すること（戸建）

※玄関ドア以外のガラスを用いた開口部すべてを改修すること（集合）

※リフォームにかかる給排水・電気設備工事費は補助対象外

- 補助率：1/3
- 補助上限額：戸建て120万円/戸、集合15万円/戸

補助金の使い道と補助度合い②

住宅用太陽光発電設備（10kW未満）が設置されている既存戸建住宅については、以下の費用を別途補助することが可能

①家庭用蓄電池設備費：定額（3万円/kWh、上限：1/3）

工事費：定額（上限：5万円/台）

②家庭用蓄熱設備等

設備費及び工事費合わせて定額（上限：5万円/台）

【補助要件】

○家庭用蓄電池

- ・通信規格「ECHONET Lite」対応、かつAIF認証取得
- ・自家消費を優先した運転とすること

○家庭用蓄熱設備

- ・冷媒に自然冷媒等を用いている設備
- ・通信規格「ECHONET Lite」対応、かつAIF認証取得